

令和7年8月26日

土木部都市計画課 村上

電話 0852-22-5399

メール toshikei@pref.shimane.lg.jp

第170回島根県都市計画審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催します。

1 名 称 第170回島根県都市計画審議会

2 主 催 者 島根県都市計画審議会
(事務局) 島根県土木部都市計画課 計画係
TEL:0852-22-5399

3 日 時 令和7年9月3日(水) 13時30分～

4 会 場 サンラポーむらくも 瑞雲の間

5 内 容

- ・議第1号 三隅都市計画道路の変更(島根県決定)について
 - ・議第2号 旭都市計画道路の変更(島根県決定)について
 - ・議第3号 建築基準法第51条ただし書きの規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について(安来市清井町)
 - ・議第4号 建築基準法第51条ただし書きの規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について(安来市月坂町)
 - ・議第5号 松江圏都市計画 区域区分専門小委員会の設置について
- ※変更内容については別紙をご覧ください。

6 都市計画審議会の傍聴について

都市計画審議会は公開されていますので、傍聴することができます。

○傍聴定員 10名

○傍聴手続

ア) 傍聴を希望される方は上記の開催時刻までに会場にお越しください。

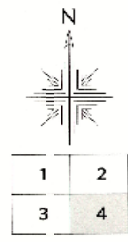
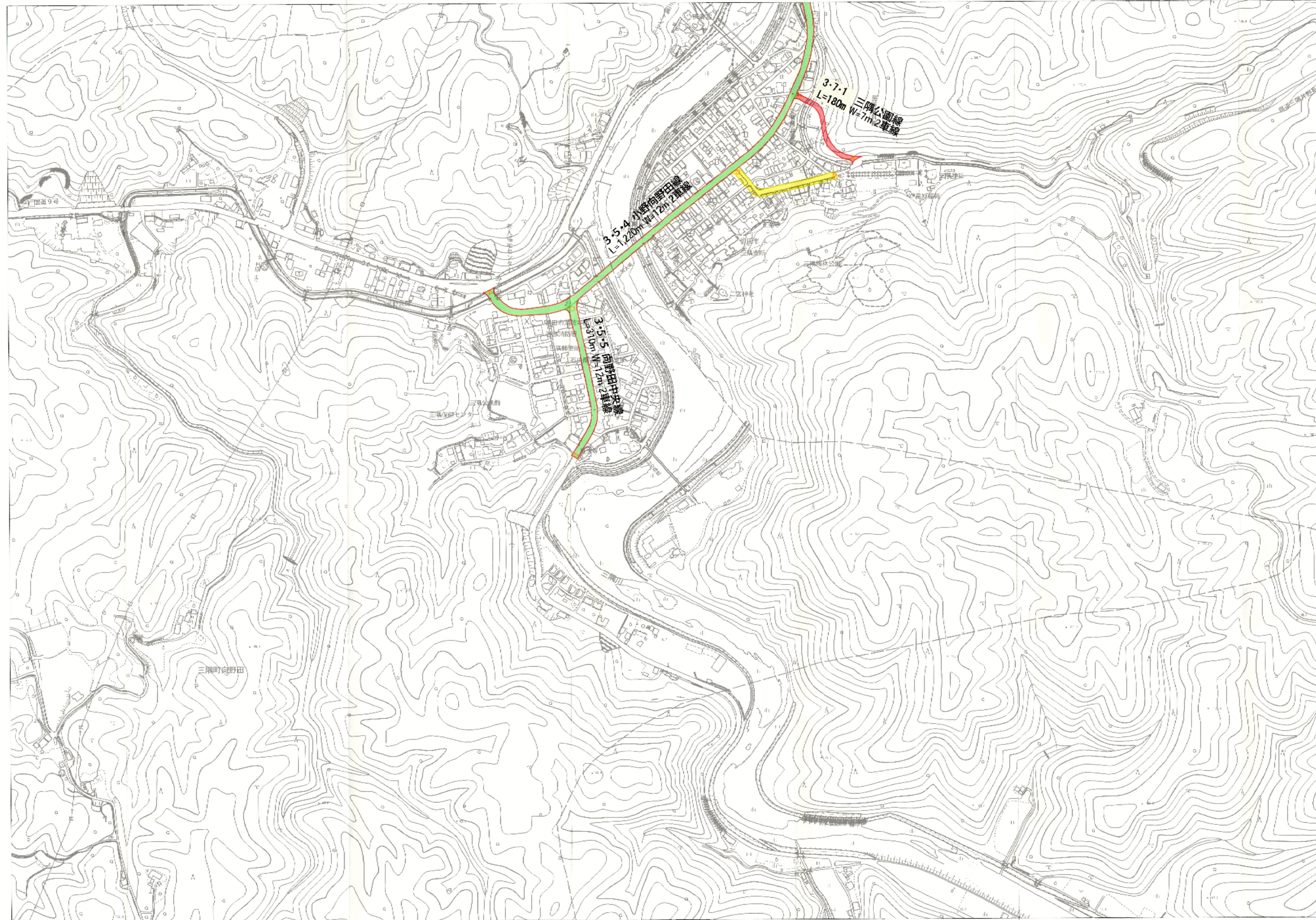
イ) 受付時間は当日13時からです。

ウ) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますのでご了承ください。

エ) 発熱等、風邪の症状のある方の傍聴はご遠慮下さい。

三隅都市計画図(4/4)

議第1号



凡 例	
変更後の区域	
変更のない区域	
追加する区域	
除外する区域	

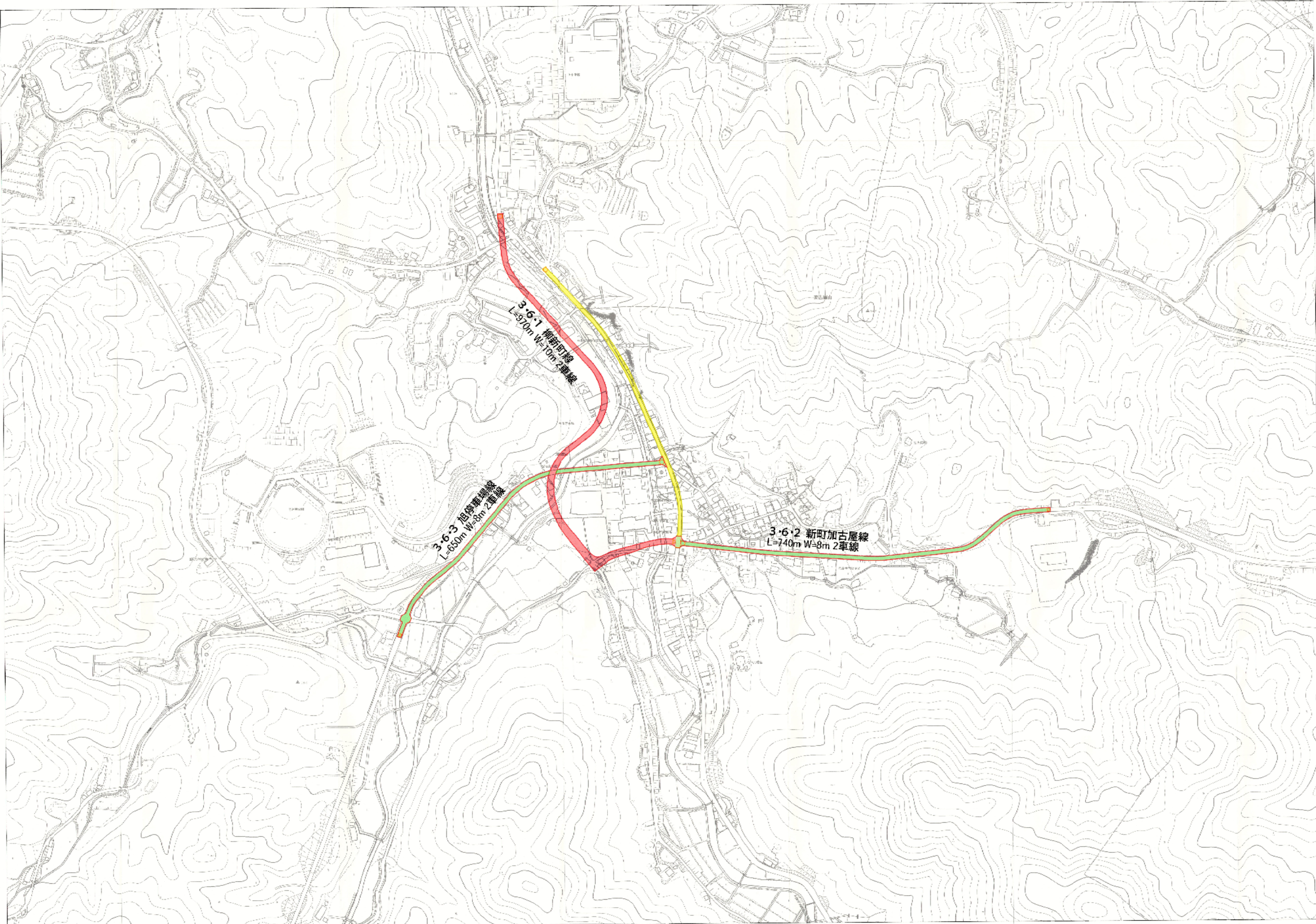
令和4年作成

0 50 100 200 300 400 500m

1:2,500
2

旭都市計画図

議第2号



凡 例	
変更後の区域	
変更のない区域	
追加する区域	
除外する区域	

令和4年作成

0 50 100 200 300 400 500m

1:2,500

建築基準法第51条ただし書きの規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について（安来市清井町）

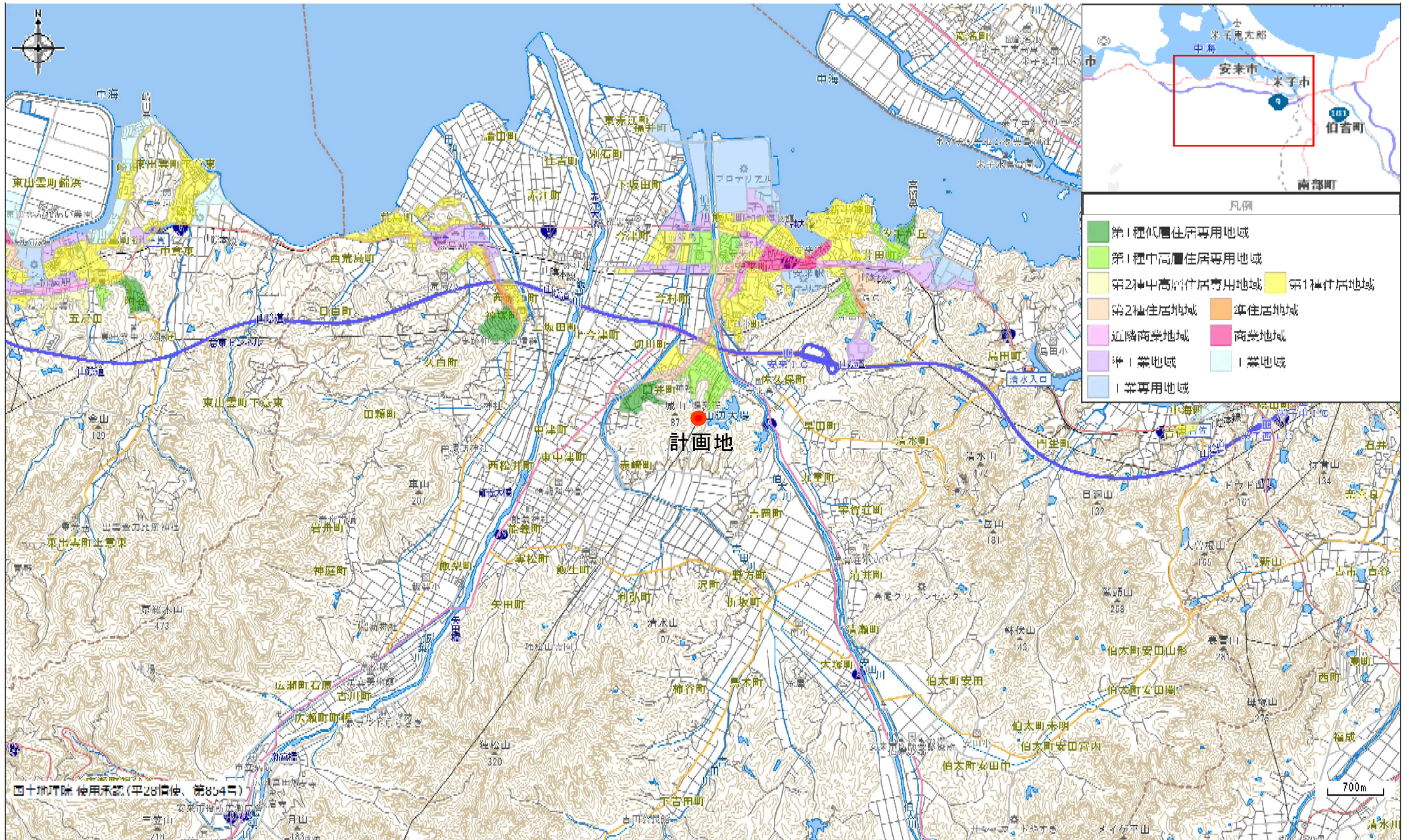
産業廃棄物処理施設の計画位置図



地名地番：島根県安来市清井町字山田88-1、89、90、91、92、93、94、95、96、字柳廻1064、1065、1065-1

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について（安来市月坂町）

産業廃棄物処理施設の計画位置図



地名地番： 島根県安来市月坂町787番地 1 の一部、566番地 1 の一部、566番地 2 の一部、566番地 3 の一部、773番地 3 の一部、787番地 4 の一部